

# 厚生年金保険・国民年金事業の概況 (令和5年3月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となつた、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

## 1. 総括

### (1) 適用状況

- 令和5年3月末の国民年金と厚生年金保険（第1号）の被保険者数は、6,283万人であり、前年同月に比べて、24万人（0.4%）増加している。

表1 制度別適用状況

	事業所数	被保険者数(人)			標準報酬月額の平均(円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険（第1号）	2,687,900	41,569,435	24,982,598	16,586,837	320,919
船員以外	2,683,868	41,519,002	24,932,165	16,586,837	320,794
一般男子	・	24,931,747	24,931,747	・	364,503
女子	・	16,586,837	・	16,586,837	255,093
坑内員	・	418	418	・	375,670
(再掲) 短時間労働者	90,796	822,211	202,702	619,509	146,972
船員	4,032	50,433	50,433	・	423,641
国民年金	・	21,258,793	7,528,794	13,729,999	・
第1号	・	13,848,985	7,329,562	6,519,423	・
任意加入	・	198,203	75,854	122,349	・
第3号	・	7,211,605	123,378	7,088,227	・
合計	・	62,828,228	32,511,392	30,316,836	・

注：厚生年金保険（第1号）の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

表2 制度別適用状況の推移

	事業所数			被保険者数			標準報酬月額平均		
	令和4年3月末 (千か所)	令和5年3月末 (千か所)	対前年同月比 (%)	令和4年3月末 (千人)	令和5年3月末 (千人)	対前年同月比 (%)	令和4年3月末 (円)	令和5年3月末 (円)	対前年同月比 (%)
厚生年金保険（第1号）	2,598	2,688	3.4	40,645	41,569	2.3	318,593	320,919	0.7
船員以外	2,594	2,684	3.5	40,595	41,519	2.3	318,470	320,794	0.7
一般男子	・	・	・	24,693	24,932	1.0	361,448	364,503	0.8
女子	・	・	・	15,901	16,587	4.3	251,727	255,093	1.3
坑内員	・	・	・	0	0	△ 3.7	371,410	375,670	1.1
(再掲) 短時間労働者	40	91	129.0	569	822	44.5	148,938	146,972	△ 1.3
船員	4	4	△ 1.1	50	50	0.1	417,641	423,641	1.4
国民年金	・	・	・	21,939	21,259	△ 3.1	・	・	・
第1号	・	・	・	14,121	13,849	△ 1.9	・	・	・
任意加入	・	・	・	191	198	3.5	・	・	・
第3号	・	・	・	7,627	7,212	△ 5.4	・	・	・
合計	・	・	・	62,584	62,828	0.4	・	・	・

## (2) 納付状況

- 令和5年3月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者数（同一の年金種別を除く延人数）は、4,438万人であり、前年同月に比べて、21万人（0.5%）減少している。

表3 制度別年金受給者数

（単位：人）

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号） 計	35,980,961	15,639,418	14,064,870	502,852	5,760,531	13,290
旧共済組合を除く	35,704,901	15,478,561	14,009,844	500,725	5,702,830	12,941
旧 法	556,521	171,051	122,109	25,281	225,428	12,652
新 法	35,134,959	15,303,997	13,887,299	474,631	5,469,032	·
(再掲) 基礎あり	27,599,431	14,467,137	12,738,323	323,864	70,107	·
基礎または定額あり	27,252,703	14,500,488	12,752,215	·	·	·
基礎繰上げあり	2,011,708	633,210	1,378,498	·	·	·
基礎繰上げなし	25,240,995	13,867,278	11,373,717	·	·	·
基礎及び定額なし	1,938,593	803,509	1,135,084	·	·	·
船員保険（旧法）	13,421	3,513	436	813	8,370	289
旧共済組合 計	276,060	160,857	55,026	2,127	57,701	349
旧 法	63,603	44,506	1,325	793	16,630	349
新 法	212,457	116,351	53,701	1,334	41,071	·
(再掲) 基礎あり	168,326	115,550	51,637	1,138	1	·
国民年金 計	36,164,395	33,020,963	924,600	2,129,756	89,076	·
(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	6,959,610	4,909,816	297,942	1,720,954	30,898	·
旧法拠出制	447,641	238,985	171,931	29,954	6,771	·
新法基礎年金	35,716,754	32,781,978	752,669	2,099,802	82,305	·
(再掲) 基礎のみ	7,689,446	5,791,927	127,824	1,739,054	30,641	·
(再掲) 基礎のみ共済なし	6,511,969	4,670,831	126,011	1,691,000	24,127	·
福祉年金	3	3	·	·	·	·
合 計	44,377,602	34,077,697	2,199,510	2,307,606	5,779,499	13,290

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

2. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

3. 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。

4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。

5. 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。

6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。

7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。

9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

- 令和5年3月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者の年金総額は、49.8兆円であり、前年同月に比べて、0.2兆円（0.4%）減少している。

表4 制度別受給者年金総額

（単位：百万円）

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号） 計	25,308,710	16,927,173	2,471,800	335,805	5,570,271	3,662
旧共済組合を除く	25,012,006	16,708,124	2,460,279	333,931	5,506,090	3,582
旧 法	568,601	258,742	46,131	29,360	230,865	3,503
新 法	24,417,319	16,439,230	2,414,000	302,869	5,261,220	·
(別掲) 基礎年金	18,752,548	10,196,446	8,214,313	275,466	66,324	·
船員保険（旧法）	26,085	10,152	148	1,701	14,005	79
旧共済組合 計	296,704	219,049	11,520	1,874	64,181	80
旧 法	110,593	89,684	607	1,079	19,143	80
新 法	186,111	129,365	10,914	795	45,038	·
(別掲) 基礎年金	124,361	85,663	37,759	938	1	·
国民年金 計	24,493,641	22,359,869	216,300	1,827,308	90,165	·
(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	4,617,891	3,040,566	67,911	1,481,292	28,122	·
旧法拠出制	184,444	116,017	39,323	26,183	2,922	·
新法基礎年金	24,309,196	22,243,852	176,977	1,801,125	87,243	·
(再掲) 基礎のみ	5,299,976	3,742,725	29,063	1,495,862	32,326	·
(再掲) 基礎のみ共済なし	4,433,447	2,924,549	28,588	1,455,109	25,200	·
福祉年金	1	1	·	·	·	·
合 計	49,802,352	39,287,042	2,688,099	2,163,112	5,660,435	3,662

注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

2. 年金総額には一部停止額を含む。

3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。

4. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の年金総額である。

5. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。

6. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

表5 制度別受給者状況の推移

	受給者数			年金総額		
	令和4年3月末 (千人)	令和5年3月末 (千人)	対前年同月比 (%)	令和4年3月末 (億円)	令和5年3月末 (億円)	対前年同月比 (%)
厚生年金保険（第1号） 計	35,878	35,981	0.3	254,996	253,087	△ 0.7
旧共済組合除く	35,573	35,705	0.4	251,598	250,120	△ 0.6
旧法	663	557	△ 16.0	6,833	5,686	△ 16.8
新法	34,895	35,135	0.7	244,456	244,173	△ 0.1
船員保険（旧法）	16	13	△ 13.9	309	261	△ 15.5
旧共済組合 計	305	276	△ 9.6	3,399	2,967	△ 12.7
旧法	75	64	△ 15.5	1,345	1,106	△ 17.8
新法	230	212	△ 7.6	2,053	1,861	△ 9.3
国民年金 計	36,142	36,164	0.1	244,997	244,936	△ 0.0
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	7,247	6,960	△ 4.0	47,742	46,179	△ 3.3
旧法拠出制	560	448	△ 20.0	2,298	1,844	△ 19.7
新法基礎年金	35,582	35,717	0.4	242,699	243,092	0.2
（再掲）基礎のみ	7,841	7,689	△ 1.9	53,974	53,000	△ 1.8
（再掲）基礎のみ共済なし	6,687	6,512	△ 2.6	45,445	44,334	△ 2.4
福祉年金	0	0	△ 57.1	0	0	△ 66.7
合計	44,583	44,378	△ 0.5	499,993	498,024	△ 0.4

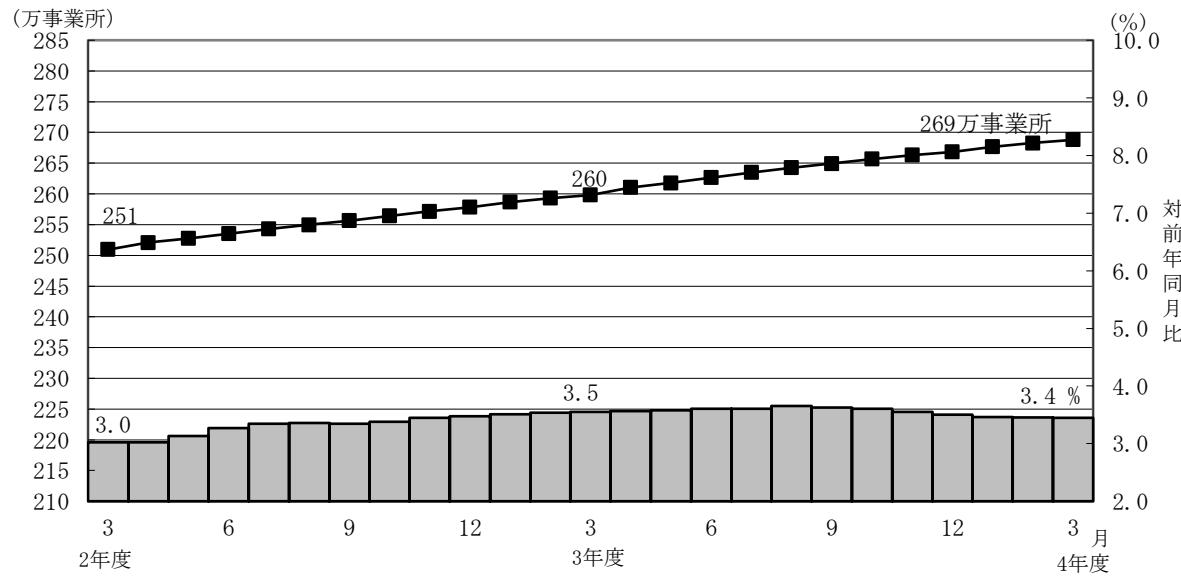
- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
2. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。
3. 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
4. 年金総額には一部停止額を含む。
5. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点でのJ R共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者及びその者の当該年金の年金総額である。
6. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及びその者の当該年金の年金総額である。
7. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者及びその者の当該年金の年金総額である。
8. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

## 2. 厚生年金保険

### （1）適用状況

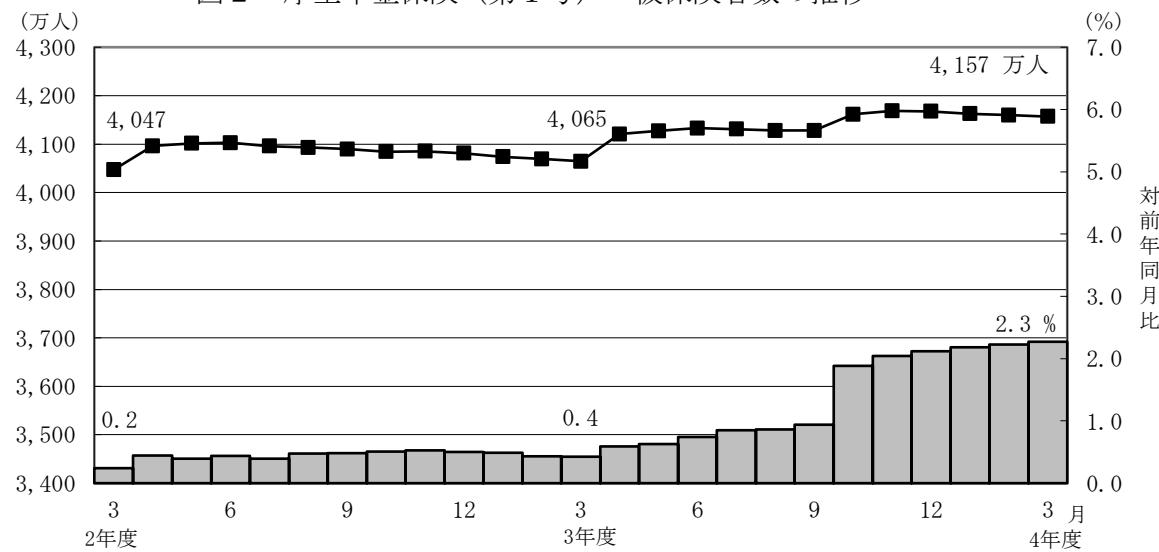
- 令和5年3月末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は269万事業所であり、前年同月に比べて9万事業所（3.4%）増加している。

図1 厚生年金保険（第1号） 適用事業所数の推移



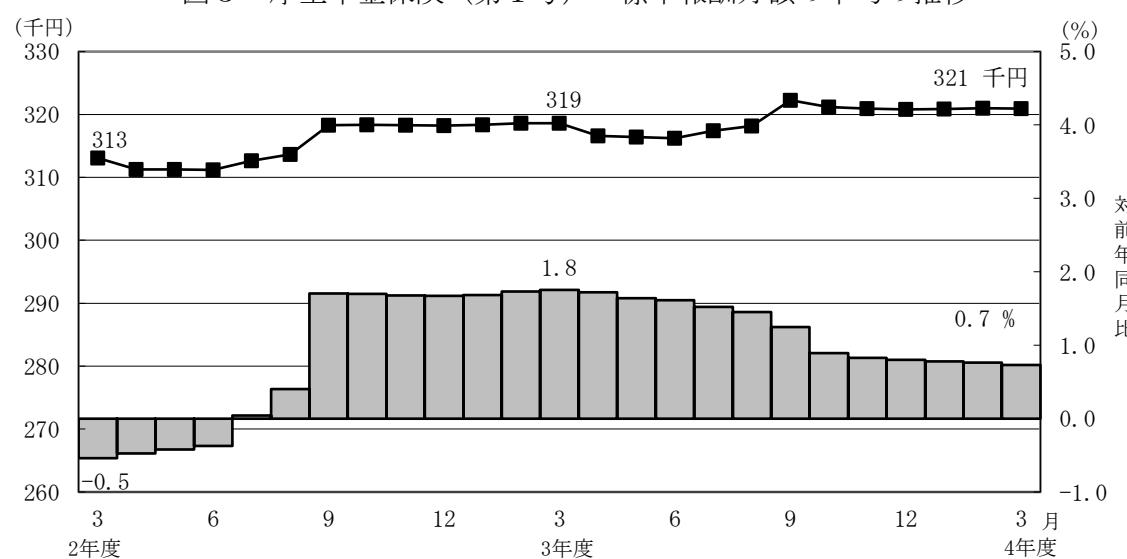
- 厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,157万人となっており、前年同月に比べて92万人（2.3%）増加している。内訳をみると、一般男子が2,493万人（対前年同月比24万人、1.0%増）、女子が1,659万人（対前年同月比69万人、4.3%増）、坑内員が4百人（対前年同月比16人、3.7%減）、船員が5万人（対前年同月比35人、0.1%増）である。

図2 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移



- 厚生年金保険（第1号）被保険者の標準報酬月額の平均は、32万919円となっており、前年同月に比べて0.7%増加している。内訳をみると、一般男子は36万4,503円（対前年同月比0.8%増）、女子は25万5,093円（対前年同月比1.3%増）、坑内員は37万5,670円（対前年同月比1.1%増）、船員が42万3,641円（対前年同月比1.4%増）である。

図3 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の平均の推移

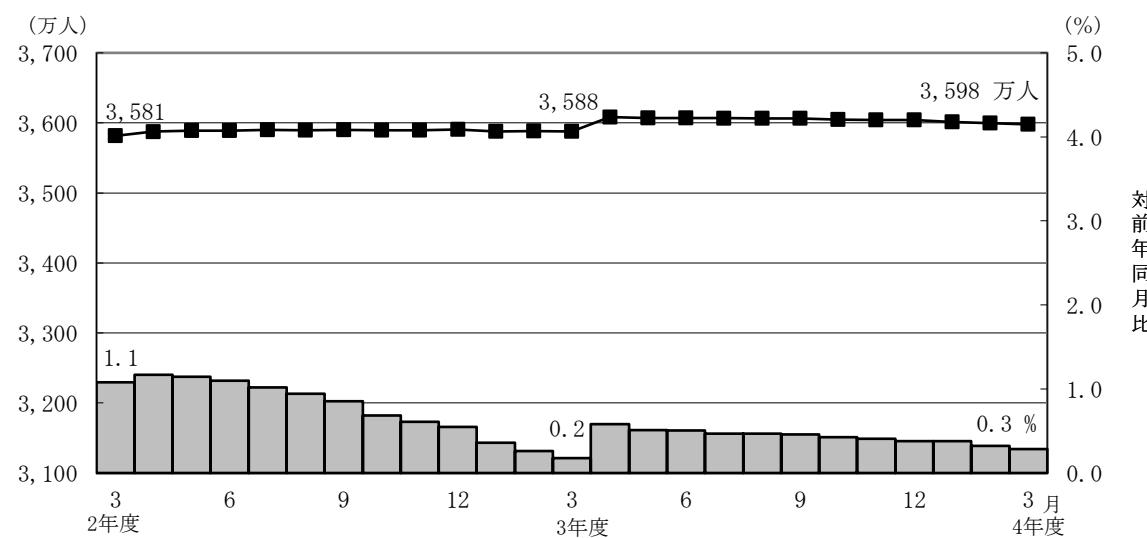


- 厚生年金保険（第1号）被保険者に係る賞与支給事業所数は9万事業所、賞与支給被保険者数は310万人、標準賞与額の平均は24万9,894円となっている。

## (2) 納付状況

- 令和5年3月末の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,598万人（旧法厚年分56万人、新法厚年分3,513万人、旧法船保分1万人、旧共済分28万人）で、前年同月に比べて10万人（0.3%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は2,970万人（旧法厚年分29万人、新法厚年分2,919万人、旧法船保分4千人、旧共済分22万人）で、前年同月に比べて4万人（0.1%）増加している。
- 障害給付の受給者数は50万人（旧法厚年分3万人、新法厚年分47万人、旧法船保分8百人、旧共済分2千人）で、前年同月に比べて2万人（3.4%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は577万人（旧法厚年分24万人、新法厚年分547万人、旧法船保分9千人、旧共済分6万人）で、前年同月に比べて4万人（0.8%）増加している。

図4 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移



- 令和5年3月末の厚生年金保険（第1号）の受給者に係る老齢年金の平均年金月額は、14万4,982円となっている。

○ 令和5年3月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険（第1号）の受給権者数は2万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は11万人となっている。

表6 雇用保険の給付と厚生年金保険（第1号）の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

	失業給付								
	件数(人)			総停止年金額(千円)			平均停止月額(円)		
	計	老齢相当 ・25年末満	通老相当 ・25年末満	計	老齢相当 ・25年末満	通老相当 ・25年末満	計	老齢相当 ・25年末満	通老相当 ・25年末満
令和4年10月	29,329	17,301	12,028	17,302,399	14,968,639	2,333,760	49,162	72,099	16,169
11月	27,490	16,067	11,423	16,144,415	13,941,612	2,202,803	48,940	72,310	16,070
12月	25,507	14,621	10,886	14,669,754	12,606,879	2,062,875	47,927	71,854	15,791
令和5年1月	22,988	12,872	10,116	12,799,479	10,900,789	1,898,690	46,399	70,572	15,641
2月	22,074	12,095	9,979	11,965,479	10,105,583	1,859,896	45,172	69,626	15,532
3月	21,886	11,800	10,086	11,651,291	9,776,090	1,875,200	44,364	69,040	15,493

	高年齢雇用継続給付								
	件数(人)			高年齢雇用継続給付による停止総額(千円)			平均停止月額(円)		
	計	老齢相当 ・25年末満	通老相当 ・25年末満	計	老齢相当 ・25年末満	通老相当 ・25年末満	計	老齢相当 ・25年末満	通老相当 ・25年末満
令和4年10月	134,972	129,585	5,387	17,934,826	17,434,151	500,675	11,073	11,212	7,745
11月	131,761	126,299	5,462	17,472,240	16,963,552	508,688	11,050	11,193	7,761
12月	127,057	121,504	5,553	16,823,137	16,305,978	517,159	11,034	11,183	7,761
令和5年1月	120,990	115,413	5,577	15,974,569	15,453,799	520,770	11,003	11,158	7,782
2月	113,071	107,679	5,392	14,907,365	14,399,358	508,007	10,987	11,144	7,851
3月	106,855	101,543	5,312	14,043,357	13,538,916	504,441	10,952	11,111	7,914

表7 厚生年金保険（第1号）受給者状況の推移

		受給者数			年金総額		
		令和4年3月末 (千人)	令和5年3月末 (千人)	対前年同月比 (%)	令和4年3月末 (億円)	令和5年3月末 (億円)	対前年同月比 (%)
厚生年金保険（第1号）	計	35,878	35,981	0.3	254,996	253,087	△ 0.7
老齢年金	計	15,615	15,639	0.2	171,104	169,272	△ 1.1
	旧共済組合除く 計	15,436	15,479	0.3	168,580	167,081	△ 0.9
	旧法	216	171	△ 20.6	3,330	2,587	△ 22.3
	新法	15,216	15,304	0.6	165,115	164,392	△ 0.4
	船員保険（旧法）	5	4	△ 24.3	135	102	△ 24.6
	旧共済組合 計	179	161	△ 10.1	2,524	2,190	△ 13.2
通算老齢年金 ・25年末満	旧法	54	45	△ 17.0	1,107	897	△ 19.0
	新法	125	116	△ 7.2	1,417	1,294	△ 8.7
	計	14,047	14,065	0.1	24,737	24,718	△ 0.1
	旧共済組合除く 計	13,988	14,010	0.2	24,609	24,603	△ 0.0
	旧法	158	122	△ 22.7	597	461	△ 22.7
	新法	13,829	13,887	0.4	24,010	24,140	0.5
障害年金	旧共済組合 計	59	55	△ 7.4	128	115	△ 10.0
	旧法	2	1	△ 18.5	8	6	△ 19.9
	新法	58	54	△ 7.1	120	109	△ 9.4
	計	486	503	3.4	3,300	3,358	1.7
	旧共済組合除く 計	484	501	3.4	3,280	3,339	1.8
	旧法	27	25	△ 7.5	320	294	△ 8.2
遺族年金	新法	456	475	4.1	2,941	3,029	3.0
	船員保険（旧法）	1	1	△ 8.3	19	17	△ 9.3
	旧共済組合 計	2	2	△ 7.6	21	19	△ 9.7
	旧法	1	1	△ 9.4	12	11	△ 11.1
	新法	1	1	△ 6.6	9	8	△ 7.7
	計	5,714	5,761	0.8	55,812	55,703	△ 0.2
通算遺族年金	旧共済組合除く 計	5,650	5,703	0.9	55,088	55,061	△ 0.0
	旧法	247	225	△ 8.7	2,546	2,309	△ 9.3
	新法	5,394	5,469	1.4	52,389	52,612	0.4
	船員保険（旧法）	9	8	△ 8.2	152	140	△ 8.0
	旧共済組合 計	64	58	△ 10.0	725	642	△ 11.4
	旧法	19	17	△ 11.3	218	191	△ 12.1
	新法	45	41	△ 9.5	507	450	△ 11.2
	計	15	13	△ 13.8	42	37	△ 13.6
	旧共済組合除く 計	15	13	△ 13.8	41	36	△ 13.6
	旧法	15	13	△ 13.8	41	35	△ 13.7
	船員保険（旧法）	0	0	△ 13.7	1	1	△ 11.2
	旧共済組合 計	0	0	△ 11.9	1	1	△ 14.9
	旧法	0	0	△ 11.9	1	1	△ 14.9

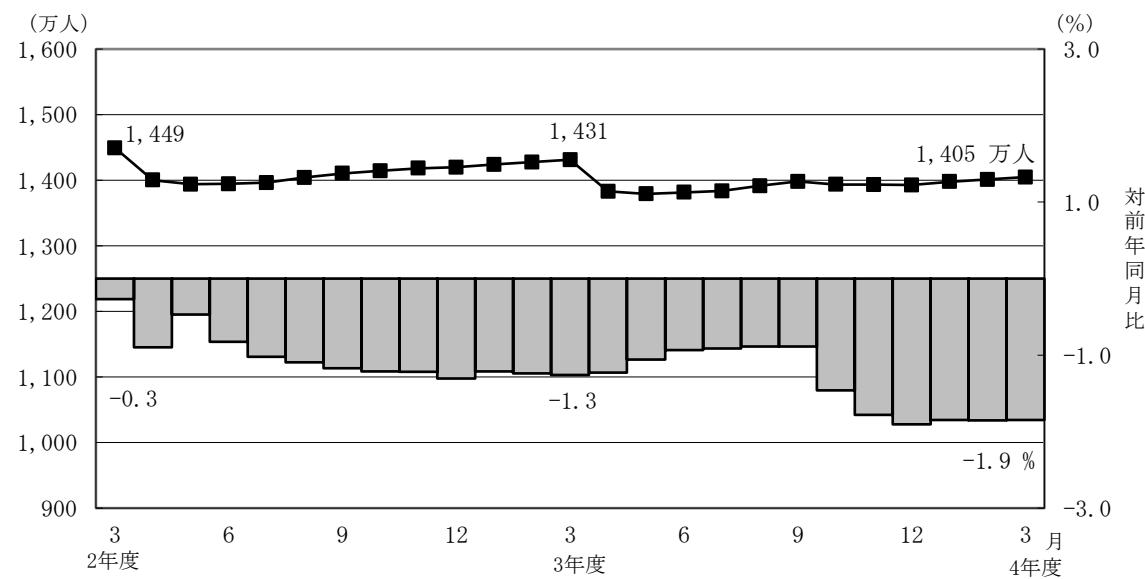
- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
2. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。
3. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年末満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
4. 年金総額には一部停止額を含む。
5. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者及びその者の当該年金の年金総額である。

### 3. 国民年金

#### (1) 適用状況

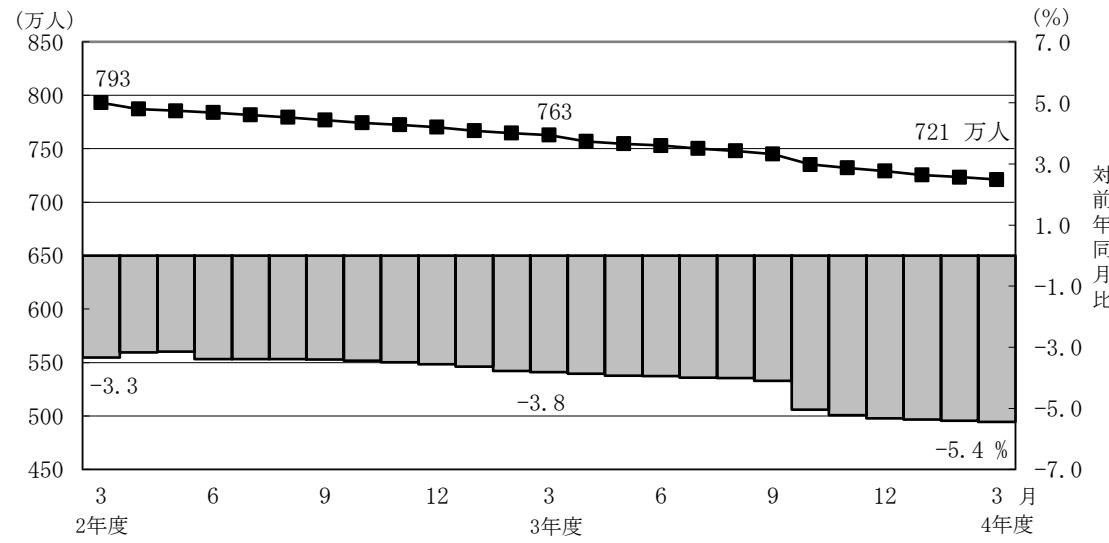
- 令和5年3月末の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、1,405万人となっており、前年同月に比べて26万人（1.9%）減少している。内訳をみると、男子は741万人（対前年同月比9万人、1.2%減）、女子は664万人（対前年同月比17万人、2.6%減）である。

図5 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



- 第3号被保険者数は721万人となっており、前年同月に比べて42万人（5.4%）減少している。内訳をみると、男子は12万人（対前年同月比5千人、4.1%増）、女子は709万人（対前年同月比42万人、5.6%減）となっている。

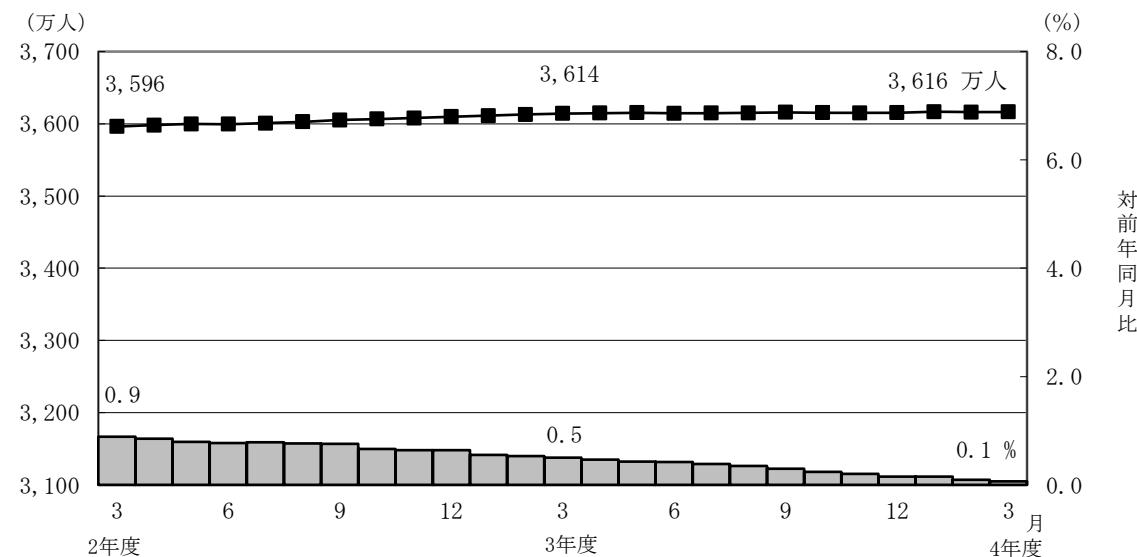
図6 国民年金第3号被保険者数の推移



## (2) 給付状況

- 令和5年3月末の国民年金受給者数は3,616万人（旧法拠出制45万人、基礎年金3,572万人）で、前年同月に比べて2万人（0.1%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,395万人（旧法拠出制41万人、基礎年金3,353万人）で、前年同月に比べて2万人（0.1%）減少している。
- 障害給付の受給者数は213万人（旧法拠出制3万人、基礎年金210万人）で、前年同月に比べて4万人（2.0%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は9万人（旧法拠出制7千人、基礎年金8万人）で、前年同月に比べて1千人（1.1%）減少している。

図7 国民年金受給者数の推移



- 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、令和5年3月末で5万6,428円となっている。  
老齢年金・25年以上の新規裁定者（受給者）の平均年金月額は、5万4,372円となっている。
- 旧法老齢年金受給権者及び同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金の老齢給付の受給権者について繰上げ受給の状況をみると、3月は新規裁定者1万人のうち繰上げ受給権者が6百人となっており、繰上げ受給率は5.2%である。なお、令和3年度新規裁定者の繰上げ受給率は4.7%となっている。

表8 国民年金受給者状況の推移

		受 給 者 数			年 金 総 額		
		令和4年3月末 (千人)	令和5年3月末 (千人)	対前年同月比 (%)	令和4年3月末 (億円)	令和5年3月末 (億円)	対前年同月比 (%)
国民年金 計		36,142	36,164	0.1	244,997	244,936	△ 0.0
(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年		7,247	6,960	△ 4.0	47,742	46,179	△ 3.3
老齢年金 ・25年以上	計	33,039	33,021	△ 0.1	223,921	223,599	△ 0.1
	(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	5,181	4,910	△ 5.2	32,024	30,406	△ 5.1
	旧法拠出制	299	239	△ 20.0	1,466	1,160	△ 20.9
	新法基礎年金	32,740	32,782	0.1	222,455	222,439	△ 0.0
	(再掲) 基礎のみ	5,981	5,792	△ 3.2	38,614	37,427	△ 3.1
通算老齢年金 ・25年未満	(再掲) 基礎のみ共済なし	4,882	4,671	△ 4.3	30,558	29,245	△ 4.3
	計	924	925	0.0	2,151	2,163	0.5
	(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	342	298	△ 12.9	783	679	△ 13.2
	旧法拠出制	220	172	△ 22.0	507	393	△ 22.5
	新法基礎年金	704	753	6.9	1,644	1,770	7.6
障害年金	(再掲) 基礎のみ	123	128	3.9	279	291	4.1
	(再掲) 基礎のみ共済なし	122	126	3.7	275	286	3.9
	計	2,089	2,130	2.0	18,012	18,273	1.4
	(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	1,693	1,721	1.7	14,654	14,813	1.1
	旧法拠出制	33	30	△ 9.8	291	262	△ 10.1
遺族年金	新法基礎年金	2,055	2,100	2.2	17,721	18,011	1.6
	(再掲) 基礎のみ	1,707	1,739	1.9	14,760	14,959	1.3
	(再掲) 基礎のみ共済なし	1,660	1,691	1.9	14,362	14,551	1.3
	計	90	89	△ 1.1	911	902	△ 1.1
	(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	31	31	△ 0.9	281	281	△ 0.1
	旧法拠出制	7	7	△ 8.0	32	29	△ 9.9
	新法基礎年金	83	82	△ 0.5	879	872	△ 0.8
	(再掲) 基礎のみ	30	31	1.0	320	323	0.9
	(再掲) 基礎のみ共済なし	24	24	1.3	249	252	1.2

注1. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及びその者の当該年金の年金総額である。

2. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者及びその者の当該年金の年金総額である。

3. 年金総額には一部停止額を含む。

4. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。

5. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。